

令和2年度 とっとりワークプレイス整備支援補助金

募集案内

既存施設を活用して県内外の企業が利用するサテライトオフィス等の「とっとりワークプレイス」を整備・運営する事業者を募集します。

■ 公募期間

令和3年3月3日（水）～ 令和3年4月12日（月）

■ 応募・問合せ先

鳥取県 商工労働部 立地戦略課 県内企業新增設担当

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

電話：0857-26-8080

ファクシミリ：0857-26-8117

E-Mail：ritti@pref.tottori.lg.jp

※ 本募集案内は、県のウェブサイトからダウンロードできます。

とっとりネット：<https://www.pref.tottori.lg.jp/workplace/>



令和3年3月
鳥取県商工労働部立地戦略課

〔目 次〕

1. 制度の目的・概要	2
■ 1 目的	
■ 2 概要	
■ 3 地方創生テレワーク交付金	
2. 補助率・補助上限額・応募手続の概要	4
■ 1 補助率	
■ 2 補助上限額	
■ 3 停止条件	
■ 4 応募手続の概要	
3. 応募要件	5
■ 1 補助対象者要件	
■ 2 施設要件	
■ 3 施設全体のテーマ・コンセプトの設定要件	
■ 4 数値目標要件	
■ 5 「施設運営マネージャー（仮称）」配置要件	
■ 6 「圏域コンソーシアム（仮称）」参加要件	
■ 7 収支計画策定要件	
■ 8 その他の取扱に関する規程	
4. 補助対象経費	11
5. 事業実施期間	12
6. 応募手続（詳細）	12
7. 採択方法等	13
8. 補助事業の流れ	14
9. 注意事項	15
10. 相談窓口	15
Q&A	16
（参考）	19
入居事業者への鳥取県の補助制度（主なもの）	
リモートオフィス環境整備支援補助金のご案内	

とっとりワークプレイス整備支援補助金公募要領

「令和2年度とっとりワークプレイス整備支援補助金」について公募を行いますのでご案内します。

1. 制度の目的・概要

■1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大を機に、大都市圏等の事業者等が地方へ活動の場を移し、サテライトオフィス等を開設してテレワークによりリモートで業務を行う動きが進みつつあります。この動きを捉え、本県への新たな人の流れを生み出すことを目的として、**民間事業者が行う既存施設を活用して県内外の事業者が利用するサテライトオフィス等の働く場所「とっとりワークプレイス」の整備・運営を支援するものです。**

「とっとりワークプレイス」は、複数の事業者等が入居又は利用するための機能を有する施設とし、既存施設を民間事業者が改修・運営する形態とします。**改修経費等は、国の「地方創生テレワーク交付金」を活用し、鳥取県が補助金により支援します。整備する数は、鳥取県内の3圏域（東中西部）に1施設ずつ、合計3施設を想定しています。**

「とっとりワークプレイス」は鳥取県及び県内市町村が行う企業誘致活動の入居提案物件に位置づけ、自治体と施設運営事業者が連携して企業誘致に当たっていきます。

また「とっとりワークプレイス」は単なる賃貸物件ではなく、入居した事業者と地域内の自治体・事業者・住民等が共に活動していくための拠点に位置づけ、自治体と施設運営事業者は、連携して入居事業者と地域内の各主体をつなげていく取組に当たることとします。

■2 概要 詳細は「3. 応募要件」を参照してください。

県内の民間事業者による既存施設のテレワーク拠点への改修費用を支援する。

(支援対象) **県内3拠点** (補助率) **2/3** (補助上限額) **3,000万円**

(募集期間) 令和3年3月3日(水)～4月12日(月)

(事業完了) 原則として令和3年12月31日までに支出も含めて完了すること。

(採択決定) 商工団体、県関係部局等の評価・意見・助言等を踏まえて決定する。
(5月初旬を予定)

(1) 施設の要件 既存施設を民間事業者が改修・運営する形態とする。

(2) 施設全体のテーマ・コンセプト

応募に際しては、施設全体のテーマ・コンセプトを提案するものとする。

テーマ・コンセプトは地域の課題・強みなどを参考に設定し、入居又は利用者の確保、地域の各主体と共同でのビジネス展開等に活かしていく。

(3) 数値目標(令和6年度末時点)

(利用事業者数) **5事業者以上** (左のうち県外からの事業者) **3事業者以上**

(利用者数) **延35人/日** (左のうち県外からの利用者) **延21人/日(60%相当)**

(4) その他 施設運営マネージャー(仮称)の配置、
施設運営を支援する「圏域コンソーシアム(仮称)」への参加等

■3 地方創生テレワーク交付金

この事業は、国(内閣府)の「地方創生テレワーク交付金」を財源として行いますが、国からの交付金の額等は確定していません。

国交付金の交付決定内容によっては補助率・補助金額・整備件数等を変更することがあります。
あらかじめご了承のうえで応募していただくようお願いします。

詳細は「2. 補助率・補助上限額・応募手続の概要」を参照してください。

2. 補助率・補助上限額・応募手続の概要

■1 補助率 2/3

※ 国交付金の交付決定内容によっては、この補助率より低くなる場合があります。

■2 補助上限額 3,000万円

※ 国交付金の交付決定内容によっては、この金額より低くなる場合があります。

■3 停止条件

今回の公募は、国の「地方創生テレワーク交付金」に県が申請し、上記の補助率・補助上限額で交付決定されることを前提に行うものです。

上記の補助率・補助上限額で交付決定されなかった場合は、交付決定を受けた内容を踏まえ、以下の2つのいずれかを提示することがあります。

- ① 補助率・補助上限額を引き下げる形での事業実施
- ② 事業実施の中止（整備件数の変更を含む）

県の提示を踏まえて採択事業者及び県で協議を行い、最終的な判断を行うこととします。

■4 応募手続の概要 詳細は「6. 応募手続（詳細）」を参照してください。


(1) 公募期間

令和3年3月3日（水）～ 令和3年4月12日（月）

(2) 提出方法

とっとり電子申請サービスにより、応募してください。

※ 郵送等を希望される場合は、個別にご相談ください。

 [事業者募集]とっとりワークプレイス整備支援補助金



URL: https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2853

3. 応募要件

■1 補助対象者要件

本事業の補助対象者の要件は、次の（１）又は（２）の要件を満たす者とします。

（１）次のア～カをすべて満たす者

- ア 法人格を有すること。
- イ 鳥取県内（以下「県内」という。）に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な拠点を有するとともに、県内において主体的に取り組む能力を有すること。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- カ 第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人ではないこと。

（２）上記（１）をすべて満たす者で構成されたグループで、当該グループ構成員の中から、本補助金の申請・実績報告事務や各種支払事務、事務を統括しての管理運営等を行う代表者を 1 者選定しているもの

■2 施設要件

名称	<ul style="list-style-type: none"> ・「とっとりワークプレイス」は本事業において整備する施設の総称であり、個別施設の名称に使用する必要はない。個別施設の名称は、各事業者がそれぞれのテーマ・コンセプトに沿って適宜設定すること。
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が所有又は借り受けている、県内に所在する施設であること。 ・補助対象者が改修等を行うことができる施設であること。 ・改修等により増加した資産が補助対象者に帰属すること。
耐震基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づく耐震基準※を満たしていること又は改修完了時点で耐震基準を満たしていることが確認できること。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・収容人数 入居又は利用のための居室等の収容人数が1施設につき20人超であること。(同時にテレワーク等ができる人数が20人超であること。) ・建物の構造 建物の構造・階数は問わないが、原則として1棟又は各棟が接続して1棟として機能する構造であること。
居室等の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・居室数 原則として5区画以上あること。「居室」とは、入居者と個別に賃貸借契約等を締結し、当該入居者が専有使用するための区画等をいう。 ・コワーキングスペース 原則として1か所以上あること。「コワーキングスペース」とは、入居者若しくは入居者以外の者のいずれもが利用できる共用空間をいう。ただし、ブース等で区画して専有的に利用できる空間等も含む。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「コワーキングスペース」はテレワーカー等のための有料利用だけでなく、各居室に入居する事業者等の「協働作業空間」として、入居する複数の事業者等、地域各主体、テレワーカー等が共同で議論、作業等を行う空間としても整備すること。 ・施設を利用する様々な人にとって魅力的な環境を整備すること。

※耐震基準とは、建築基準法に基づく新耐震基準（1981(昭和56)年6月1日以降の建築確認から適用）のことをいいます。

※耐震基準の適否は、「建築確認通知書」又は自治体が発行する「建築確認台帳記載事項証明書」、指定性能評価機関や建築事務所登録を行っている建築事務所等が発行する「耐震基準適合証明書」等により確認してください。

■3 施設全体のテーマ・コンセプトの設定要件

施設全体のテーマ・コンセプトを提案してください。

「とっとりワークプレイス」は単なる賃貸施設ではなく、施設全体のテーマ・コンセプトを設定し、それに関わる事業者・団体・個人等を中心に入居(賃借等)又は利用を行う施設と位置づけます。

テーマ・コンセプトは地域の課題・強みなどを参考に提案し、入居又は利用者の確保、地域の各主体(自治体・各種団体・県内事業者・地域住民等)と共同でのビジネス展開等に活かしていきます。

<地域の課題・強みの例>

(東部圏域) 「美しい星空環境の活用」

本県は「星取県」として「宇宙観光・産業」の創出を目指している。鳥取砂丘は「疑似月面環境」として評価されており、また「星空ガイド」の育成を進めるなど、地域の「強み・資源」として「星空宇宙に関連した観光・産業振興」が動きつつある。

(中部圏域) 「デザイン・ポップカルチャー環境の展開」

中部圏域には、地方発デザインのブランドバックを世界に販売する事業者のほか、国内唯一の国産フィギュアメーカー工場、青山剛昌ふるさと館などがあり、様々な「地方発デザイン・ポップカルチャー」に取り組む環境が整いつつある。

(西部圏域) 「インバウンド需要の回復と新展開」

新型コロナウイルス感染拡大前の本県西部圏域は、米子空港→上海・香港・ソウル直行便、境港→韓国・ロシア定期貨客船が就航し、インバウンド拠点となっていた。現在は中断されているが、米子空港・境港の空・海の外港はインバウンド獲得の大きな強み・資源である。

<本県内で地域の課題・強みを施設整備に活かした事例>

(智頭町「旧山形小学校」) 「“木材の可能性”に挑む事業者が集まるサテライトオフィス」

昭和17年に建築され平成23年に閉校となった旧山形小学校は、81mの長い廊下がある登録有形文化財の木造校舎。現在は「木の新たな活用」をテーマに事業展開に取り組む7事業者・団体が入居し、地域振興とビジネスの両立に取り組んでいる。令和2年には、木の紙、木のストローク等の製品開発を行う東京都の事業者が新たに入居してサテライトオフィスと製造拠点を開設した。テレワークの活用も進め、東京都港区の本社からWEBカメラで智頭町の製造拠点の運営等を行う「製造業のリモート化」にも取り組む予定としている。

(八頭町「旧船岡中学校」) 「“規格外果実の可能性”を追求する製品開発拠点」

「フルーツの里」八頭町では、規格外となった果実の活用が課題となっていた。同町は統廃合により空き校舎となった旧船岡中学校を改修し、「地域で生まれる規格外果実の活用」をテーマに入居事業者を募集。その結果、奈良県吉野町の創業150年の老舗酒造会社が「大手量販店・料飲店向けの果実リキュールの開発・製造拠点」として入居することとなった。現在、県内全域から規格外果実を集めて様々な果実リキュールに加工し商流に乗せている。さらに「鳥取県名産のカニの身が入ったリキュール」「海外産のマカダミアナッツ、チョコレート等も取り入れたリキュール」等、意欲的な新製品を開発している。

<他県の例>

(宇部市(山口県)「竹LABO」) 「竹で地域を元気にする総合施設」

繁殖する竹の活用は大きな問題の一つ。ここに着目し、竹を使った事業を行う事業者の集まる施設を開設。竹を原料とする洗剤・消臭抗菌剤、竹繊維のタオル等の開発事業者、竹を素材にしたデザイン事業者、竹アーティスト等が集まり、「売れる竹製品」を市場に送り出すことを目標に地域連携しながら事業に取り組んでいる。

(美郷町(島根県)「山くじら研究所」) 「鳥獣害対策版シリコンバレー構想」

鳥獣害対策と住民の取組に関する最新の技術・情報があり、人脈も広がる「鳥獣害対策版シリコンバレー」として日本をリードすることを目標に、大学、民間事業者等と連携して各種実証試験、特産品化を進めている。その拠点として同町内に麻布大学(東京都)のフィールドワークセンターを誘致し、さらにその中に研究拠点として「おおち山くじら研究所」を設置した。

■4 数値目標要件

(1) 数値目標 (KPI)

この事業は国の「地方創生テレワーク交付金」を活用しています。同交付金には数値目標 (KPI: Key Performance Indicator/重要業績評価指標) が設定されており、各施設単位で目標達成を目指して取り組むことが求められます。

数値目標の評価時点は、2024(令和6)年度末 (2025(令和7)年3月31日) とします。

なお上記時点で数値目標が達成されていない場合でも、原則として補助金の返還は求めません。

ただし目標未達成の場合は、追加で 2025(令和7)年度の取組計画の策定と進捗状況の報告を求めるものとします。

① 「とっとりワークプレイス」の利用事業者等数 5事業者

居室入居又はコワーキングスペース利用等の形態を問わず、契約を交わして入居又は利用した事業者等の数。法人格の有無は問いません (個人事業主も可)。また事業者の主たる事務所は県外・県内のいずれでも構いません。

② 「とっとりワークプレイス」の利用事業者等のうち県外からの事業者数 3事業者

①のうち、主たる事務所が県外にあり、県外から入居等又は利用した事業者等の数。法人格の有無は問いません (個人事業主も可)。

③ 「とっとりワークプレイス」の利用者数 延べ8,400人/年度 (35人/日)

居室入居又はコワーキングスペース利用等の形態又は契約の有無を問わず、施設を利用した者の数。入居した事業所の従業員も含まれます。同一人が複数日利用した場合は、利用した日数分の延べ人数としてカウントします。

(参考: 隼 Lab.の平日1日の利用者合計 60人 (飲食スペースのみの利用者を除く))

④ 「とっとりワークプレイス」の利用者数のうち県外からの利用者数 延べ5,040人/年度 (21人/日) ((3)の60%)

③のうち県外から入居等又は利用した者の数。なお②の県外から入居等した事業者等の雇用した者は、県内から雇用した者であっても④の人数に含めることができます。

なお③④については、2024(令和6)年度 (2024(令和6)年4月1日~2025(令和7)年3月31日) 中の累計数で評価します。

(2) 数値目標達成計画

(1) の数値目標を達成するため、2021(令和3)~2024(令和6)年度間の工程表 (数値目標を達成するための具体的な戦略・プラン) を作成してください。

※ 特に数値目標の「②「とっとりワークプレイス」の利用事業者等のうち県外からの事業者数」は、県外からの人の流れを生むという目標達成に向け根幹となる部分です。県外からの入居事業者等の確保については県、市町村等が共に企業誘致活動の一環として取り組むことから、現時点で入居事業者等が確定している必要はありませんが、どのような事業者等を想定してどのように働きかけるかについての構想を、可能な範囲で示してください。

■5 「施設運営マネージャー(仮称)」配置要件

「とっとりワークプレイス」の活性化のための諸活動をマネジメントする人材(施設運営マネージャー(仮称))を原則として配置してください。

ただし、施設運営マネージャーは専任である必要はありません。施設活性化のための各種企画実施、入居事業者等のための各種マッチングの支援に当たることができる体制を整えることで代えることができます。

なお施設運営マネージャーを専任で配置する場合は、その人件費を補助対象経費に含めることができます(初年度分のみ)。

■6 「圏域コンソーシアム(仮称)」参加要件

「とっとりワークプレイス」は施設全体のテーマ・コンセプトを中心に地域が連携するための拠点でもあり、連携を保つ仕組みとして、原則として各圏域単位で、自治体、各種団体、民間事業者等の参画を得て「圏域コンソーシアム(仮称)」を設置予定です。施設運営事業者は、この圏域コンソーシアムに参画することを要件とします。

また「施設運営マネージャー(仮称)」も、圏域コンソーシアムに参画するものとします。

■7 収支計画策定要件

次の2つの収支計画を策定してください。

- ① 数値目標達成までの期間(2021(令和3)~2024(令和6)年度)の収支計画
- ② ①以降(2025(令和7)年度~)の収支計画

(作成時の留意点)

- ・いずれも整備対象施設に係る収支のみを記載して下さい。ただし整備対象施設の運営に関連する事業を行う場合はその収支も含めてください(例:入居事業者間のビジネスマッチング事業等)。
- ・収支差額を補填する場合は、その資金の調達方法等を記載して下さい(例:自己資金、融資、債権発行等)。
- ・賃貸料・利用料の設定に当たっては、入居事業者等に対する県・市町村等の支援はないものとして算定して下さい。

■8 その他の取扱に関する規程

この事業に関するその他の取扱については、国の規程(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」、「地方創生テレワーク交付金制度要綱(令和3年2月9日府地創第34号内閣府事務次官通知)」、「地方創生テレワーク交付金交付要綱(令和3年2月9日府地創第34号)」)、県の規程(「鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)」)、今後制定予定の「とっとりワークプレイス整備支援補助金交付要綱(仮称)」)その他の法令及び関係通知によることとします。

4. 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。本事業の対象として明確に経理が区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。（補助対象経費に係る専用口座を開設することが望ましいです。）

交付決定前に発注、契約、購入等を実施したものは補助対象となりません。なお、交付決定前に見積もり等を取ることは可能です。

補助対象経費についての不明な点は、個別に相談窓口にお尋ねください。

設計費	基本設計費、実施設計費、工事監理費
模様替え経費	施設の構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段、間仕切り等）及びその他の構造部の変更等に係る工事費等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事 <ul style="list-style-type: none"> 床、内壁、天井、玄関部、屋根、外壁の改修等 ・ 電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> 電気配線、安全対策設備工事等 ・ 機械設備工事 <ul style="list-style-type: none"> トイレ・給排水設備改修（換気、衛生器具、屋内給排水、屋外給排水、公共下水接続等、各種設備類撤去等）、空調・冷暖房設備、換気用設備等
その他改修経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の躯体に関わらない改修費等 <ul style="list-style-type: none"> 内外装、パーテーション等の設置費等 ・ 円滑なテレワーク実施に必要なシステム構築・改修費等 <ul style="list-style-type: none"> インターネット・Wi-Fi 環境設備、各種配線整備費、照明・音響・セキュリティ関連整備費等（入退室管理機器等）
機器・設備等の取得に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 机、椅子等 ・ 照明・音響・環境機器等
施設運営に要する費用（初年度分のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・機器・設備等の賃借に要する費用等 ・ 光回線サービスの利用料等、テレワーク実施に必要な各種費用 ・ 施設運営マネージャー（仮称）の人件費等（専任配置に限る）
その他	補助事業遂行のために県が必要と認める費用

※ 補助対象経費について別の補助金等を受けている又は受ける予定となっている場合は、補助対象経費として認められないことがあります。詳細は個別に相談窓口にお尋ねください。

5. 事業実施期間

2021(令和3)年12月31日までに支出も含めて完了することとしてください。

やむを得ない理由等がある場合は、2022(令和4)年1月31日まで延長することができますが、県と個別協議を行い、承認を受けることが必要です。


6. 応募手続(詳細)

(1) 公募期間

令和3年3月3日(水)～ 令和3年4月12日(月)

(2) 提出先

とっとり電子申請サービスにより、応募してください。
※ 郵送等を希望される場合は、個別にご相談ください。

 [事業者募集]とっとりワークプレイス整備支援補助金

URL: https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2853



(3) 提出書類(チェックリスト)

- 事業計画書(様式第1号)
 - 数値目標達成計画の工程表(様式第2号)
 - 収支計画書(様式第3号)
 - 改修等を行う施設の登記簿謄本(写しで可)
 - 応募者の商業登記簿謄本(写しで可)
 - 応募者の直近2期分の決算書(財務諸表)(写しで可)
(キャッシュフロー計算書を作成していない場合はそれに類する資料が必要です。)
 - 応募者の概要が確認できる資料(パンフレット、ホームページの写し等)
 - 鳥取県が課税する全ての県税(地方消費税を除く)に未納がないことが確認できる書類
(納税証明書等)
 - 補助対象経費の積算根拠となる見積書や製品カタログの写し等
 - 県外発注理由書(様式第4号)
(補助対象経費に県外事業者への工事費・委託費がある場合のみ)
- ※ グループで応募する場合は、応募者の登記簿、決算書等を構成員ごとに提出するほか、以下の提出が必要です。
- グループ内の運営ルール等を規定したもの(補助事業で生じた知的財産権の帰属等)

※ 様式については、県のウェブサイトからダウンロードして使用してください。

 とっとりネット: <https://www.pref.tottori.lg.jp/workplace/>



7. 採択方法等

応募書類の記載内容を確認のうえ、関係者の評価等も参考に、県が採択可否の検討を行って採択事業者を決定します。（評価等に当たり不明な点等はお尋ねすることがありますのでご了承ください。）
 評価・採否検討は下表の観点から総合的に行い、予算の範囲内で採択事業者を決定します。
 なお採択決定の経過等に関するお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

【評価等の主なポイント】

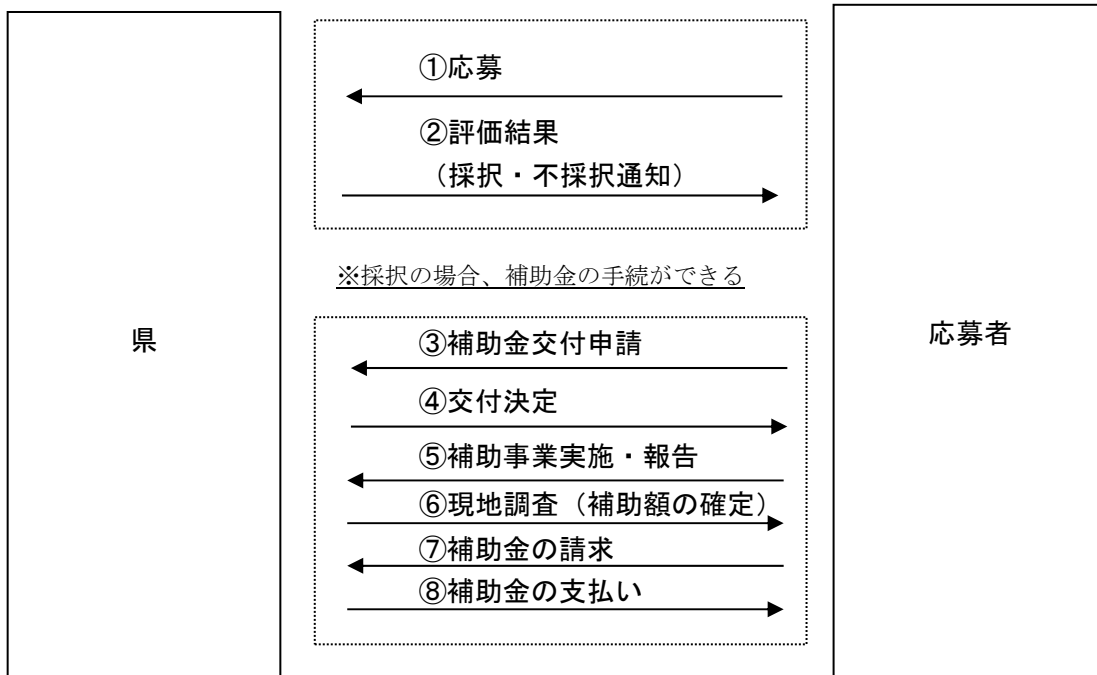
施設全体のテーマ・コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題・強みが活かされたテーマ・コンセプトが設定されているか。 ○企業誘致や新たなビジネス等の創出が期待できるテーマ・コンセプトとなっているか。
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体のテーマ・コンセプトが活かされ、県内外の事業者の関心と呼ぶ魅力的な拠点の整備計画となっているか。 ・拠点開設に必要な整備スケジュールが十分に検討されているか。 ・事業の実施体制、拠点の運営体制等が十分に検討されているか。 ○数値目標 <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標達成計画の工程表が十分に検討され、かつ実現性が高いものとなっているか。 ○収支計画 <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画が十分に検討され、かつ資金確保の見込みが適切か。
地域への波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ○「施設運営マネージャー（仮称）」の配置、「圏域コンソーシアム（仮称）」参画の考え方等は適切か。 ○地域の各主体（自治体・各種団体・地域内の事業者・住民等）との連携・協働の取組みに期待できるか。 ○地域経済・地域活性化等への好影響が期待できるか。
継続性	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の継続意思が明確で、地域の各主体との連携の継続が期待できるか。 ○入居事業者等の定着に向けた取組みが適切か。 ○入居事業者等との連携によるビジネス創出の取組みに期待できるか。
経費妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○整備経費が適切で、必要最小限の経費となっているか。
経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画の実施及び事業継続のための十分な財務基盤を有するなど、経営状況が安定しているか。 ○本事業に限らず、事業者としての将来性、成長可能性が高いか。

【採択結果と公表】

- 採択結果は書面で通知します。
- 採択された事業については県のウェブサイト等で事業実施主体名、事業名、事業概要等を公表します。
- 不採択となった事業については、書面での通知とともに個別の評価結果等をお伝えします。

8. 補助事業の流れ

(1) 全体のスキーム



(2) スケジュール表

項目	実施者	時期	内容
応募	事業者	令和3年 4月12日まで	計画書等を県（立地戦略課）へ提出します。
評価・採択決定	県	4月中旬～下旬	応募要件を満たした計画書を評価し、採択・不採択を決定します。
採択通知（内示）	県	5月上旬	県から採択（不採択）通知を応募者へ送付します。
補助金交付申請	事業者	随時	採択された事業者は、県へ補助金を交付申請します。（内示額の範囲内で交付申請します。）
補助金交付決定	県	随時	県から交付決定通知を申請事業者へ送付します。
補助事業の着手	事業者	交付決定日以降	契約、発注、購入等はこの交付決定日以降としてください。
実績報告書	事業者	事業完了後 速やかに	補助事業全体の実績を、事業完了から30日以内に県へ報告します。
現地検査	県	実績報告後 日程調整の上	全体実績（支出状況・経理処理）について、県職員が赴き現地検査を行います。
確定通知	県	現地検査から 半月程度	補助金額の確定を行い、補助金の支払額を通知します。
補助金支払	県	現地検査から 1ヶ月程度	補助金の精算払を行います。

9. 注意事項

(1) 応募書類

- ・ 事業計画書等は図や表などを積極的に使用し、わかりやすい形で作成をお願いします。
- ・ 必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。
- ・ 応募書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 応募書類は鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)の適用を受けます。

(2) 補助対象経費・補助事業の実施

- ・ 補助対象経費は、補助金交付決定後、事業実施期間内に発注・契約・購入・支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。**交付決定前に契約・発注・購入等した費用、事業実施期間を過ぎてから支出した費用は補助対象外**となりますのでご注意ください。**なお交付決定前に見積もり等を取ることは可能です。**
- ・ 補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例(平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号)の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければなりません。
- ・ 補助金は精算払いとなります。

(3) 経理の明確化

- ・ 補助対象経費は、本事業の対象として明確に経理が区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。補助対象経費に係る専用口座を開設することが望ましいです。

(4) 書類の保存等

- ・ 補助事業に係る支出状況等を証する書類は、国の会計検査、県の補助事業監査等の対象書類となります。必要な書類が保存されていない場合、不適切な経理が行われたと認められた場合は補助金の返還対象となる場合があります。なおこれらの書類の保存期間等は個別に定められています。(採択事業者には別途ご連絡します。)

(5) 消費税の取扱い

- ・ **消費税及び地方消費税は補助対象経費には含みません。**
- ・ 応募時及び交付申請時には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して補助対象事業費を算定してください。
- ・ ただし消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、実績報告時に当該金額を減額して算定するか、または実績報告後に当該金額を別途定める様式により報告し、返還する必要があります。

10. 相談窓口

鳥取県 商工労働部 立地戦略課 県内企業新增設担当

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

電話：0857-26-8080

ファクシミリ：0857-26-8117

E-Mail：ritti@pref.tottori.lg.jp

Q&A

補助対象者要件	
Q1-1	法人格があれば補助対象者になりえると考えてよいか。
A1-1	「補助対象者要件」を満たせば応募可能です。

施設要件	
Q2-1	施設運営事業者が賃借している施設も対象とできるか。施設運営事業者が所有している物件に限るのか。
A2-1	施設運営事業者が賃借している施設も対象となります。
Q2-2	市町村の遊休施設（廃校等）を施設運営事業者が借り受けて改修する場合も対象とできるか。
A2-2	対象となります。
Q2-3	宿泊施設（旅館、ホテル等）の一部を改修した場合、テレワーク実施時以外は別の用途（宿泊客のコミュニケーションスペースなど）で使用することは可能か。
A2-3	本補助金を活用して整備する施設は、テレワークにより働く環境として常態的に使用されることを目指したものとしてください。

耐震基準	
Q3-1	なぜ耐震基準を満たす必要があるのか。
A3-1	本事業で整備するととりワークプレイスは、今後県・市町村が企業誘致を行うに当たっての拠点施設となります。誘致活動においては入居施設の耐震性が大きな要素となりますので、企業入居を円滑に進めるためにも耐震基準を満たす施設を対象とします。

数値目標	
Q4-1	利用事業者数のカウントにおける「利用」の考え方を知りたい。
A4-1	賃貸借契約や利用契約をすることを「利用」と位置付けます。 会議等やお試しなど一時的な利用や当該施設には直接は来ないがリモートで当該施設内の事業者等とやり取りするような場合は、本補助金の目的に合致しないことから「利用事業者」とみなすことはできません。
Q4-2	利用者数のカウントにおける「利用」の考え方を知りたい。
A4-2	賃貸借契約や利用契約をして利用する事業者の従業員のほか、会議等、お試し利用、ワークショップを行った方、学生等の利用などの「一時的な利用者」も利用者数に含めることができます。 ただし当該施設に直接来ず、リモートで当該施設内の事業者等とやり取りする者は、本交付金の目的に合致しないことから「利用者」とみなすことはできません。 (参考) 鳥取県八頭町の「隼 Lab.」の利用者数は以下のとおりです。 隼 Lab.の平日1日の利用者合計 60人（飲食スペースのみの利用者を除く）

Q4-3	整備施設に施設運営事業者が自ら入居することも可能か。 その場合、利用事業者数にカウントできるか。
A4-3	他の事業者等も利用可能な施設を整備する場合は、整備施設に施設運営事業者が自ら入居することも可能です。 また、利用事業者数にもカウントできます。
Q4-4	個人が整備施設入居と同時に法人を設立する場合、利用事業者数にカウントできるか。
A4-4	利用事業者数にカウントできます。

施設運営マネージャー（仮称）	
Q5-1	施設運営マネージャー（仮称）の人件費は補助対象経費に含めることができるか。
A5-1	施設運営に要する費用として、対象となります。 ただし経理を明確にするため、専任で配置する場に限りです。
Q5-2	施設運営マネージャー（仮称）を専任で置かない場合とはどういう場合か。
A5-2	施設運営事業者の従業員が本来業務と兼ねて担当する場合、担当者は置かないが施設運営事業者が組織として対応する場合、外部の事業者と連携して対応する場合などを想定しています。

圏域コンソーシアム（仮称）	
Q6-1	「圏域コンソーシアム（仮称）」とはどういう組織か。施設運営事業者には何を求められ、 どういう負担が発生するのか。
A6-1	「圏域コンソーシアム(仮称)」とは、県、市町村、各種関係団体、施設運営事業者が参画し、施設全体のテーマ、コンセプトに関係する企業の誘致・入居推進や活動支援を行う組織です。詳細は今後決定していきますが、企業誘致・入居だけでなく、入居企業等と地域との連携支援などにも積極的に関わることをとしています。 圏域コンソーシアムへの参画について、施設運営事業者に負担を求めることは考えていません。（対面ではなくオンライン形式で行うことも検討しています。）

補助対象経費	
Q7-1	機器・設備等の取得に要する費用は具体的にどのような経費が対象となるか。
A7-1	テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる機器・設備等（例えば机やイス、パソコン、プリンタ、コピー機など）については対象となります。 なおテレワーク環境の整備等に必要と認められない機器・設備等であっても、施設利用促進の観点から必要と認められるものもありますので、個別にご相談ください。
Q7-2	サーバー（共用サーバー、VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバー等）の利用に要する経費を対象に含めることはできるか。
A7-2	テレワークにより働く環境又は機能を有するために通常必要と認められるため、原則として対象となります。

Q7-3 インターネット環境整備については、どこまでが対象か。
A7-3 光ファイバについては、引き込み柱のクロージャーまでの光ファイバ敷設の費用は対象外です。 クロージャーから施設構内への引き込み工事費、通信事業者の提供する光回線サービスの利用料、これらのアクセス回線を用いインターネットに接続するためのISP利用料等は対象となります。 加えて、施設内のWi-Fi、LAN環境の構築に伴う機器の購入、レンタル、設置工事についても対象となります。
Q7-4 民間の賃貸物件を借り受けて施設を改修する場合、年度内の賃借料を補助対象経費に含めてよいか。
A7-4 令和3年度内の賃借料は施設整備・運営費の対象となります。
Q7-5 市町村の遊休施設（廃校等）を借り受けて施設を改修する場合、年度内の賃借料を補助対象経費に含めてよいか。
A7-5 対象となります。

補助金の取扱い
Q8-1 補助金の返還についての考え方を知りたい。
A8-1 「3. ■ 4 数値目標要件」が達成されていない場合でも、原則として補助金の返還は求めません。 ただし「3. ■ 8 その他の取扱いに関する規程」に記載のあるとおり、この事業の実施については、国の規程（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」、「地方創生テレワーク交付金制度要綱(令和3年2月9日府地創第34号内閣府事務次官通知)」、「地方創生テレワーク交付金交付要綱(令和3年2月9日府地創第34号)」)、県の規程（「鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)」、今後策定を行う「とっとりワークプレイス整備支援補助金交付要綱(仮称)」)によることとなります。 これらの規程又は交付内容等に違反する等して交付決定の全部又は一部の取り消しを受けた場合は、期限を定めて支払った補助金の返還を命じることとなります。 また財産の処分を行った場合も、上記の規程及びその他の関連規程に基づいて補助金の返還が必要なことがあります。 いずれの場合も事前に県にご相談ください。

(参考)

入居事業者への鳥取県の補助制度（主なもの）
リモートオフィス環境整備支援補助金のご案内

別添のチラシをご覧ください。